

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年2月19日

水曜日

第4604号

目次

告示

- 指定自立支援医療機関の指定の辞退 1
- 指定自立支援医療機関の名称の変更 2
- 指定自立支援医療機関の指定
- 県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧 4

公告

- 公共測量の終了 5
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 15

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第53号

指定自立支援医療機関の指定の辞退について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名称	所在地			
アルペン室谷クリニック	富山市東岩瀬町275番地	精神通院医療		令和元年11月25日

富山県告示第54号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	いわせ薬局	アイン薬局富山岩瀬店	令和2年1月1日
	富山市東岩瀬町333番地	富山市東岩瀬町333番地	
精神通院医療	氷見調剤薬局	アイン薬局氷見市民病院前店	令和2年1月1日
	氷見市鞍川1120番1号	氷見市鞍川1120番1号	

富山県告示第55号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
いみず内科クリニック	射水市鷺塚57番地1	精神通院医療		令和2年2月1日

富山県告示第56号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
こうま調剤薬局	高岡市小馬出町68番地1	精神通院医療		令和2年1月1日

富山県告示第57号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
阪神調剤薬局高岡店	高岡市新横町1059番地ノダケビル1階101号室	精神通院医療		令和2年2月1日

富山県告示第58号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
桜町薬局	富山市桜町一丁目3番4号東洋12ビル1階	精神通院医療		令和2年1月1日

富山県告示第59号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
公立学校共済組合北陸中央病院	小矢部市野寺123番地	精神通院医療		令和2年1月1日

富山県告示第60号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営荻生北部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、

公共測量（三次元点群測量）

2 作業期間

令和元年7月18日から令和2年1月20日まで

3 作業地域

富山県富山市春日地先～富山市塩地先

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

2 作業期間

令和元年8月1日から令和元年9月28日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦畷寺字松尾地内

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ高岡野村店 高岡市野村563番5

2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) 代表取締役 本田 桂三

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三

4 変更の日 令和元年5月27日

5 変更の理由 代表取締役交代のため

6 届出の日 令和2年2月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覧に供する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ富山大広田店 富山市中田二丁目10番20号

2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 富山市中田二丁目1番11ほか

(変更後) 富山市中田二丁目10番20号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) 代表取締役 本田 桂三

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三

4 変更の日

3 変更事項 (1)平成27年3月19日

(2)、(3)令和元年5月27日

5 変更の理由

3 変更事項 (1)地番から住居表示に変更のため

(2)、(3)代表取締役交代のため

6 届出の日 令和2年2月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで

きる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
DCMカーマ富山本郷店 富山市本郷町字万年割160-1
- 2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 豊田 芳行
(変更後) 代表取締役 本田 桂三
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名
(変更前) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行
(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三
- 4 変更の日 令和元年5月27日
- 5 変更の理由 代表取締役交代のため
- 6 届出の日 令和2年2月6日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ富山問屋町店 富山市問屋町1丁目11番11号

2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 富山市問屋町1丁目80番5ほか 計9筆

(変更後) 富山市問屋町1丁目11番11号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) 代表取締役 本田 桂三

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三

4 変更の日

- 3 変更事項 (1)平成18年4月6日
(2)、(3)令和元年5月27日

5 変更の理由

- 3 変更事項 (1)地番から住居表示に変更のため
(2)、(3)代表取締役交代のため

6 届出の日 令和2年2月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月19日

1 店舗の名称及び所在地

DCMカーマ魚津店 魚津市上村木2丁目10番22号

2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 魚津市上村木2丁目1001番 ほか

(変更後) 魚津市上村木2丁目10番22号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) 代表取締役 本田 桂三

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) DCMカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) DCMカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三

4 変更の日

3 変更事項 (1)平成30年4月19日

(2)、(3)令和元年5月27日

5 変更の理由

3 変更事項 (1)地番から住居表示に変更のため

(2)、(3)代表取締役交代のため

6 届出の日 令和2年2月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ大沢野店 富山市上大久保1050番1

2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 豊田 芳行

(変更後) 代表取締役 本田 桂三

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木 保外志

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地 代表取締役 青木 宏憲

4 変更の日

3 変更事項 (1)令和元年5月27日

(2)平成26年5月21日

5 変更の理由

3 変更事項 (1)、(2)代表取締役交代のため

6 届出の日 令和2年2月6日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
サンコー氷見中央店 氷見市大野新83番
- 2 店舗を設置する者 DCMカーマ株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 豊田 芳行
(変更後) 代表取締役 本田 桂三
- 4 変更の日 令和元年5月27日
- 5 変更の理由 代表取締役交代のため

- 6 届出の日 令和2年2月6日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和2年2月19日から令和2年6月19日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和2年2月19日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
カーマホームセンター立山店 中新川郡立山町草野43番地 ほか4筆
- 2 店舗を廃止する者 DCMカーマ株式会社
- 3 廃止前の店舗面積の合計 2,320㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成30年8月26日
- 6 廃止の理由 閉店のため

